

平成29年7月24日提出

北海道知事付議案件

札幌圏都市計画区域（石狩市）における建築基準法第
51条ただし書の規定によるその他処理施設の敷地
の位置について

平成29年度

第1回 石狩市都市計画審議会

平成29年7月24日(月)

建設水道部 建設総務課

本日の案件

建築基準法第51条ただし書の規定によるその他の
処理施設の敷地の位置について （北海道知事許可）

申請理由

- ・すでに許可を受けている破砕処理施設の老朽化に伴い、同社所有の敷地内の別の場所に、新たな破砕処理施設を設置する。
- ・建築基準法上、設置場所が異なる場合は市町村都市計画審議会の議を経て、北海道知事による許可が必要。

申請者の概要

申請者・・・株式会社鈴木商会

本社・・・札幌市中央区北4条西4丁目1番地

資本金・・・2億8,100万円

創業・・・昭和16年

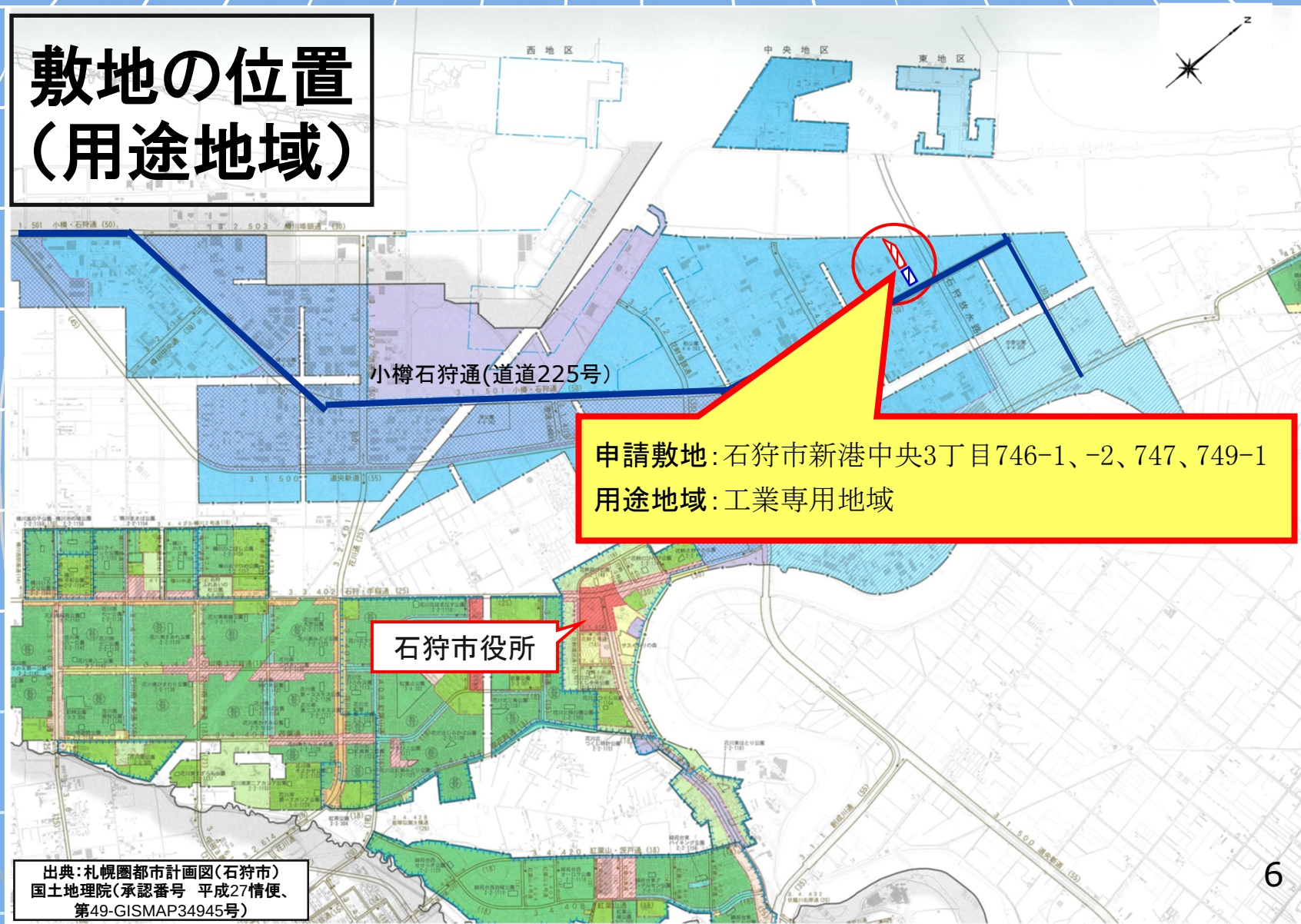
事業内容・・・一般・産業廃棄物処理、プラスチック、
鉄、非鉄金属等のリサイクル

石狩工場・・・石狩市新港中央3丁目746-1外

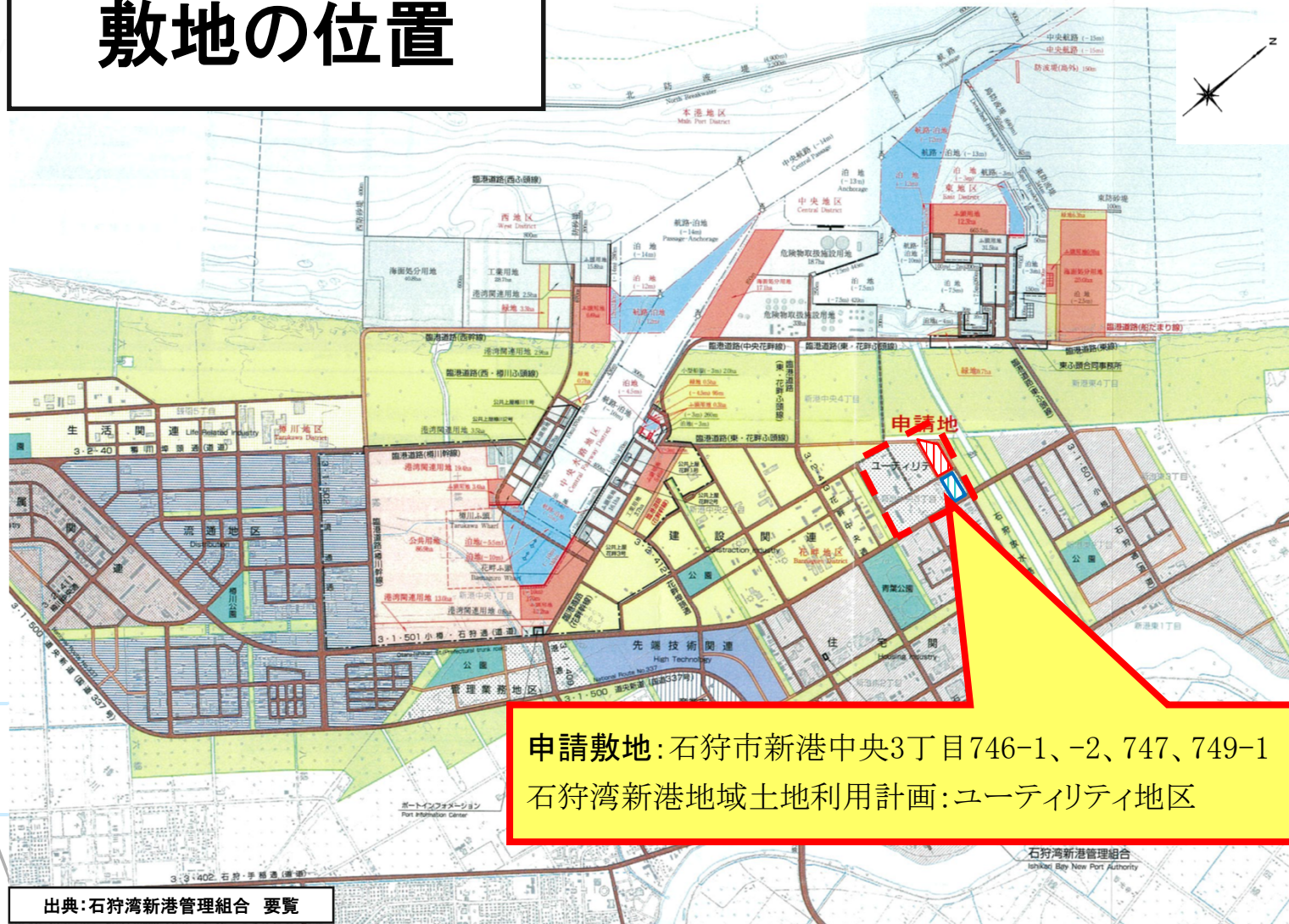
事業計画

- ・ 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）による廃家電の破碎処理施設（許可済）の老朽化に伴う施設の更新
- ・ 別敷地で更新するため許可が必要
- ・ 家電リサイクル法の廃家電4品目の内、テレビを除く3品目（エアコン、冷蔵庫、洗濯機）の処理

敷地の位置 (用途地域)

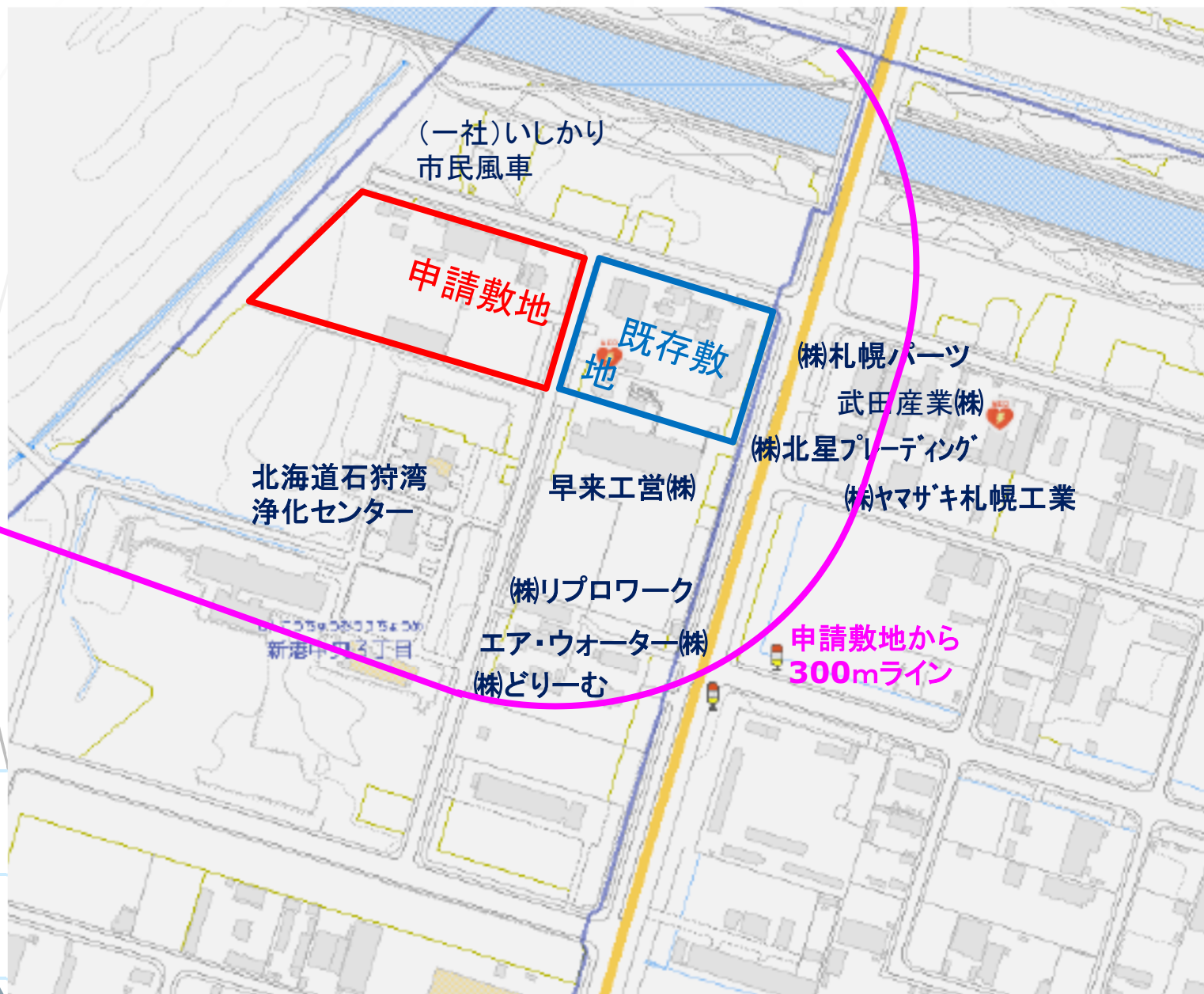


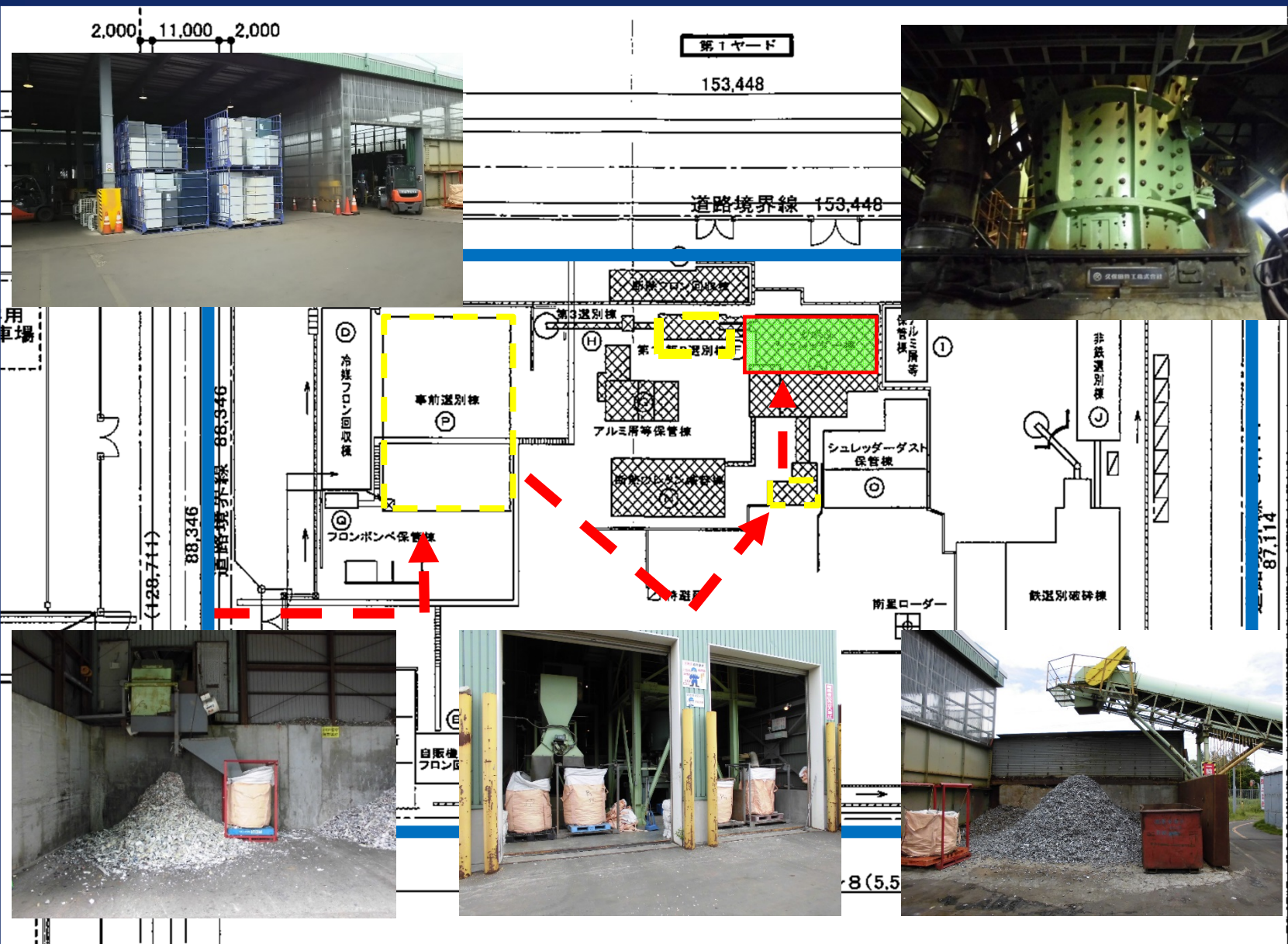
敷地の位置



申請敷地: 石狩市新港中央3丁目746-1、-2、747、749-1
石狩湾新港地域土地利用計画: ユーティリティ地区

出典: 石狩湾新港管理組合 要覧







前処理



破碎



プラスチック

非鉄



断熱材



鉄

周辺環境への配慮

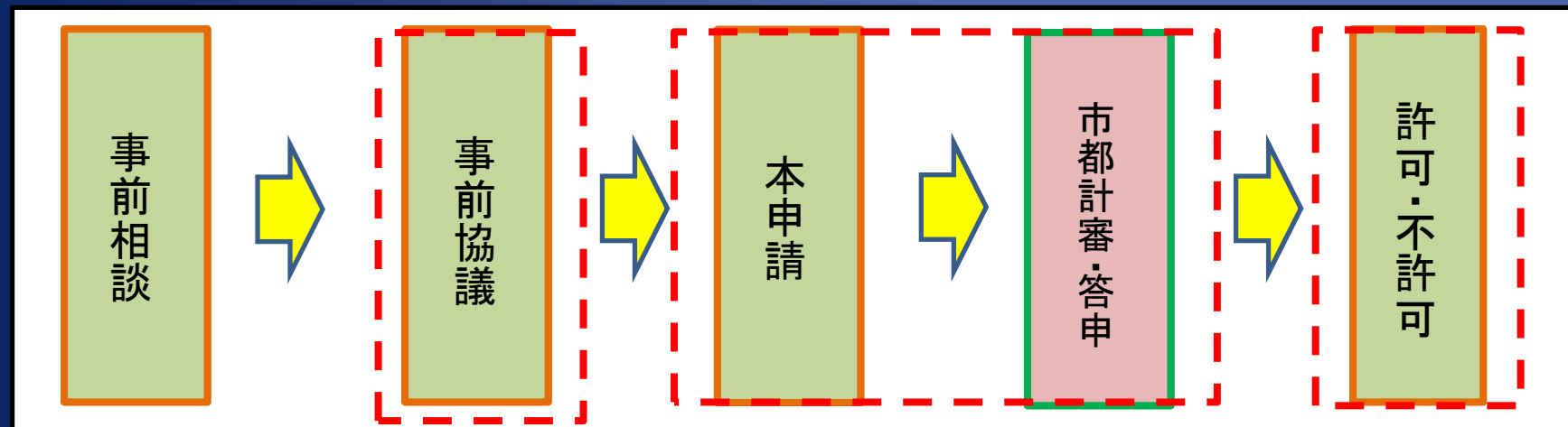
- ・平成12年6月、平成29年1月に「廃掃法」に基づく生活環境影響調査を実施した結果、生活環境の保全上の目標数値を下回っている。
- ・敷地から300mの範囲内の企業、「札幌臨海工業団地自治会」に対する計画概要説明の実施と同意の取得
- ・破碎処理施設作業教育

確認項目

項目	申請内容
土地利用計画	都市計画による用途規制上は支障なく、将来的にも支障なし。
周辺生活環境	敷地から300mの範囲に、住宅や学校、病院などはないため、同範囲内の企業からの同意を得ている。
周辺環境	現施設は、平成12年に許可を得て稼動している。 昭和57年石狩事業所開設以来、環境問題は生じていない。
環境対策	北海道公害防止条例及び石狩市公害防止条例の届出済。 周辺への環境保全対策が検討されている。

申請から処分までのながれ

許 可	施設の種類	審議会の区分	許可権者
建 築 基 準 法 第51条ただし書き に よ る 許 可	産業廃棄物処理施設	北海道 都市計画審議会	北海道知事
	一般廃棄物処理施設	市町村 都市計画審議会	



建築基準法（抜粋）

第51条「卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置」

都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定していなければ、新築し、又は増築してはならない。

ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会（その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあっては、当該市町村都市計画審議会）の議を経てその敷地が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りではない。

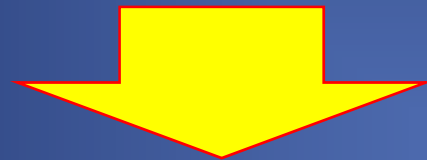
注：特定行政庁とは、北海道知事をいう。

産業廃棄物処理施設は、北海道都市計画審議会、

一般廃棄物処理施設は、石狩市都市計画審議会の議を経る。

権限の区分

決 定 ・ 許 可	施設の種類	審議会の区分	決定又は許可権者
都 市 計 画 決 定	産業廃棄物処理施設	北海道 都市計画審議会	北海道
	一般廃棄物処理施設	市町村 都市計画審議会	市町村



建 築 基 準 法 第 5 1 条 た だ し 書 に よ る 許 可	産業廃棄物処理施設	北海道 都市計画審議会	北海道知事
	一般廃棄物処理施設	市町村 都市計画審議会	